

# 住民税を 払いましょう！



## 住民税は、どんな税金？

住民税は、住んでいるところの役場に払う税金です。a) 1月1日に日本に住所があって、  
b) 給料などがある人は、外国人でも払う必要があります。  
払う税金の金額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などで決まります。

## どのように払いますか？

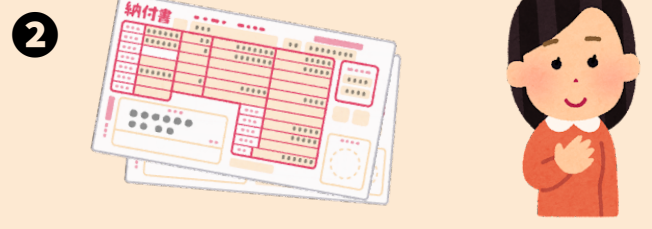
住民税を払う方法は、2つあります：① 会社などが払う、② 自分で払う。



### ① 会社などが払う - 「特別徴収」

会社などが、毎月の給料から住民税を引いて、  
住んでいるところの役場に払います。  
会社などで働く人は、自分で払いません。

※会社が住民税を払っているか、知りたい時は、  
給料の明細書を見てください。分からない時は、  
会社などに聞いてください。



### ② 自分で払う - 「普通徴収」

自分で払う時は、1) か2)の方法で払えます。  
1) 6月頃に住民税の納付書が家に届きます。  
納付書を使って、銀行やコンビニなどで  
払います。  
2) 住んでいるところの役場が、銀行の口座から  
住民税を引きします。申し込みが必要です。  
※1回で全部払うか、4回に分けて払えます。  
4回に分けても、払えない場合は、住んでいる  
ところの役場に相談してください。

### 住民税を

払っていない  
場合...



在留期間更新申請などの入管の手続きをする時に、住民税  
を払っているか確認します。

※「永住許可申請」をする時は、特に確認が厳しいです。

## 日本を出る場合

### A) 住民税を「会社が払っていた」場合

日本を出る前に、払い終わっていない住民税を払う必要があります。  
払う方法は2つあります：① 自分で払う、② 会社などが、給料や  
退職金から、残りの金額をまとめて引く。

### B) 住民税を「自分で払っていた」場合

日本を出る前に、住民税を自分で払えない場合は、住んでいるところの役場に  
「納税管理人」の届け出をする必要があります。  
納税管理人は、日本で自分の代わりに税金の手続きをする人です。



### 外国人生活支援ポータルサイト「税金」

15の言語で「税金」について紹介する、出入国在留  
管理庁のウェブサイトです。

[www.moj.go.jp/isa/support/portal/tax.html](http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/tax.html)



英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、スペイン語、ポルトガル語、クメール語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

相談する時に通訳が必要な人は、北海道外国人相談センターに電話してください。

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語